

平成 26 年 3 月 26 日  
十 島 村 総 務 課

## 職員の懲戒処分の公表について

十島村長は、地方公務員法等に基づき職員の懲戒処分を行いましたので、人事院の「懲戒処分の公表指針について」等に基づき、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1. 懲戒処分の内容等

##### ア 事故者

職層	年代	性別	内容
主事補	20代	男性	停職6月

##### イ 管理監督者

総務課長	戒告
地域振興課長	戒告
地域振興課産業振興室長	訓告

#### 2. 事故の概要

事故者は、平成 25 年 10 月 24 日未明、母親の車を借り友人 2 名を同乗させ南九州市内の公園付近を運転中に警察官の職務質問を受け、運転免許証の提示を求められた際に無免許運転であることが発覚した。このことにより事故者は、運転免許を 1 年間取得できない旨の行政処分を、また平成 26 年 3 月 17 日には罰金刑を言い渡されている。事故者は、入庁時には免許を取得しておらず教習所に通っており、半年過ぎた頃に担当課長が免許取得の有無を確認したところ、「取得した」と虚偽の報告をおこなった。このことにより平成 24 年 8 月 7 日から事件の発覚直前の平成 25 年 10 月 21 日までの間に本庁公用車を 189 回、また、十島村内の各島へ出張した際に島の公用車を 18 回にわたって運転している。

更には、この無免許運転に加えて、人事院の定める懲戒処分指針の一般勤務関係の遅刻、勤務態度不良、虚偽報告、公金官物取扱い関係では公金の紛失、公金官物処理不適正事案も引き起こし、平成 25 年 2 月 14 日から平成 26 年 2 月 28 日までの短期間に 18 件の顛末書を提出するなど同様の事案が繰り返し行われている。

事故者の上司である総務課長、地域振興課長、同課産業振興室長の 3 名については、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたことによる。

#### 3. 発令年月日

平成 26 年 3 月 26 日